

議案第 号

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年）5月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例（平成22年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第3中(2)の部を削り、(3)の部を(2)の部とし、(4)の部を(3)の部とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
 宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例(平成22年条例第11号)新旧対照表  
 (現行)

別表第3(第2条関係)

名称	事務の区分	金額
(2) 特定の民間 再開発事業認定 申請手数料	租税特別措置法施行令第20条の2第14項又は第38条の4第24項 に規定する要件に該当する事業であることについての認定の 申請に対する審査	31,000円
(3) 特定民間再 開発事業認定申 請手数料	租税特別措置法施行令第25条の4第2項に規定する要件に該当 する事業であることについての認定の申請に対する審査	32,000円
(4) 地区外転出 事情認定申請手 数料	租税特別措置法施行令第25条の4第17項に規定する事情がある ことについての認定の申請に対する審査	24,000円

(改正案)

別表第3(第2条関係)

名称	事務の区分	金額
(2) 特定民間再 開発事業認定申 請手数料	租税特別措置法施行令第25条の4第2項に規定する要件に該当 する事業であることについての認定の申請に対する審査	32,000円
(3) 地区外転出 事情認定申請手 数料	租税特別措置法施行令第25条の4第17項に規定する事情がある ことについての認定の申請に対する審査	24,000円